

第 36 回食品添加物・汚染物質部会の検討課題

< 食品添加物 >

議題 6 コーデックス食品規格における食品添加物の最大基準値の承認・改正

他の部会からの要請を受け、事務局が作成したコーデックス規格中の食品添加物の最大基準値の改訂・承認について検討する。

26th CCFFP : Draft Standard for Salted Atlantic Herring and Salted Sprat の使用許可添加物リストから Propyl Gallate 100mg を削除すること。

3rd ad hoc CITFFVJ : Draft Codex General Standard for Fruit Juices and Nectars における許可添加物について検討する。

(基本的な考え方案)

特に異論はない。なお、CITFFVJ の提案には、我が国において、使用の認められていない添加物や使用基準の定められていない添加物があるが、これらについては当該添加物について、指定要請等あれば我が国における指定等の検討の際に参考する。

議題 7 食品添加物のコーデックス一般基準 (GSFA) の検討

議題 7(a) GSFA ワーキンググループの報告

第 35 回 CCFAC において米国を議長とするワーキンググループを第 36 回 CCFAC の前に開催することが決定した。ワーキンググループの報告書は CRD1 として会議中に提供される。

議題 7(b) GSFA 前文の改正について

スイスを中心にして取りまとめられた GSFA 前文の改正案について検討する。この改正案の内容を支持したのはデンマーク、フランス、スイス、EC、CEFS (欧州砂糖製造業者委員会)、IFU (国際果汁組合) であり、オーストラリア、ニュージーランド、米国は不支持を表明している。

(基本的な考え方案)

前文においてコーデックス食品規格と GSFA との関係を明確にすることが求められている。しかしながら、そもそも GSFA の位置づけが不明確であり、更に、特定の食品に対する食品添加物の使用は各国の食文化や摂取量により大きく異なることから、SPS 協定に用いられる国際基準を作成することは困難である。GSFA はあくまで目安 (ガイダンス) であるという理解のもとに適宜対応する。

改正案は「セクション 1 : GSFA 前文の再検討」、「セクション 2 : GSFA 付属文書」及び「セクション 3 : GSFA における添加物の使用上限の決定方針」に分かれている。

1) セクション 1 : GSFA 前文の再検討

GSFA 前文の再検討として 3 つの提案がなされている。

提案 1) CCFAC はコーデックス総会 (CAC) に対して個別食品規格への食品添加物の使用基準に関する CCFAC と個別食品規格委員会の関係を明確にするよう要請すべきである。GSFA と食品規格の不一致を解決するために最も重要な課題である。

(基本的な考え方案)

CCFAC としての方向性をまとめることが先決である。その方向性について CAC の了解を求めるという手続きには賛成する。

提案 2) コーデックスの 2 つの目的 (消費者の健康保護、公正な食品貿易の確保) をベースとして、食品添加物の使用に関する一般原則 (GPFA) のパラグラフ 6^{*1} を GSFA 前文の 1.2 節^{*2} に含めるべきである。

*1 : 食品添加物を食品基準等を含めることには、

(a) できる限り特定の目的、条件のために特定の食品に限定すべきである。

(b) 所定の効果を達成するために必要な最低レベルとするべきである。

(c) 出来る限り ADI、暴露量を考慮するべきである。その食品添加物が特定の消費者に摂取される場合には、その添加物の摂取量を考慮するべきである。

*2 : 添加物の使用される食品

この GSFA は規格食品、非規格食品の全ての食品に使用される食品添加物についての条件を定める。規格食品標準の食品添加物条項はこの GSFA の条項に含まれ、従わされる。この条項は前文の他の決まりも合致させられる。

(基本的な考え方案)

事務局提案のパラグラフ 6 の (b) は既に GMP 条項として GSFA3.3 節に記載されており、パラグラフ 6 の (c) は GSFA3.1b 節に記載されている。パラグラフ 6 の (a) を含めることには特に異議はない。

提案 3) 一般基準 (GS) はその公表の前にコーデックス食品基準 (CCS) に含まれる食品添加物条項を参照するべきであるという第 23 回 CAC 会議 (1999) の勧告に CCFAC は従うべきである。

(基本的な考え方案)

食品添加物の基準としては CCFAC の決定が優先されることから、その範囲で参照することに異議はない。

2) セクション 2 : GSFA 付属文章

2-1) セクション 2.1 : GSFA 作成に適用される技術的な手続き

このサブセクションでは 3 つの提案がなされている。

提案 1) コーデックスウェブサイトの GSFA 前文のタイトルに " 前文 " が抜けているのでこれを加えるべきである。

提案 2) コーデックスウェブサイトの GSFA 前文付属文章 A、B のタイトルに " 前文 "

が抜けているのでこれを加えるべきである。

提案 3) JECFA で安全性の評価された食品添加物リスト A と B がコーデックスウェブサイトの GSFA 前文付属文章 C に付属するのか、独立した表なのかが明確になる表現とする。

(基本的な考え方案)

特に異論はない。

2-2) セクション 2.2 : GSFA に用いられる用語の定義と用語 (前文のパラグラフ 2)

GSFA 前文の 2 節に GSFA で用いられる基本用語の「食品添加物」、「ADI」、「ADI “Not Specified (NS)”」の定義が規定しているが、これに “widely used” を加えることが提案されている。ワーキンググループは以下の 3 つのオプションを検討した結果、オプション 2 の採用を提案している。

オプション 1 : 2 節に “widely used” を加え、その他の用語には新規付属文書を加える。

オプション 2 : 2 節に全ての用語を加える。

オプション 3 : 前文からセクション 2 (用語の定義) を除き、用語の定義を記載する付属文書を新設する。

(基本的な考え方案)

“widely used” を定義すること自体に異論はない。但し、その内容をどうするのか、どのような活用をしていくのか考慮していく必要があると思われる。

また、“widely used” を何処に規定するのかという問題については特段の意見はない。

2-3) セクション 2.3 : GSFA の使用に係わる “step-by-step” アプローチ

食品に用いる食品添加物の基準を決めるまでのアプローチについて、4 つのステップに基づいた段階的なアプローチが提案されている。

ステップ 1 : 食品分類システム

ステップ 2 : 食品添加物の使用を認めない食品 (表 3 付表)

ステップ 3 : GMP レベルでの使用が認められる食品添加物 (表 3)

ステップ 4 : 特定の条件下での使用が認められる食品添加物 (表 1)

(基本的な考え方案)

手続きについては特に異論はない。

3) セクション 3 : GSFA における添加物の使用上限の決定方針

このセクションでは個別食品に使用する食品添加物の使用上限の決定方針について 3 つの提案がなされている。

提案 1) 個別食品規格に関して、GSFA は CS に含まれている食品添加物のみを取り上げるべきである。

(基本的な考え方案)

以下のような問題があり、提案を受け入れることは困難と思われる。

CS の設定されている食品は、GSFA は規格に含まれている食品添加物のみを取り上げるべきであるとの考えについては、そもそも GSFA と食品規格の間には分類の不一致

があり、単純に比較できるものではなく、膨大な作業を要することになると思われる。GSFA と CS の相違例としてバターが取り上げられており、CS では着色料と酸度調整剤の 2 種類しか認めていないが、国際的に酸化防止剤は広く使用されている。そのため、CS に含まれている食品添加物のみを GSFA に取り入れることにすると、使用実態とかけ離れた状況となる。

提案 2) 非規格食品の食品添加物の使用基準について

- i. 各国からの提案の最低値を議論のスターティングポイントとする。
- ii. あるメンバー国が提案値を低すぎると考える場合には、その国がその提案値が低すぎること示す技術データと、より高い値が消費者の健康に悪影響を及ぼさないことを示す技術データを提供すべきである。

(基本的な考え方案)

非規格食品の使用基準の検討にあたり、最も重要なのは個々の添加物の総摂取量が ADI を超えないことであり、かつ、添加物の効果が発揮される最低用量であることである。この点を留意しながら適宜対応する。

なお、提案値に対して異議がある国が技術的データと共に改正案を第 30 回 CCFAC での合意事項として提案することになっている。

提案 3) 食品分類の規格化食品と非規格化食品を区別するために、食品分類システムは規格化食品にその旨を記載する。

(基本的な考え方案)

GSFA の付表 C にクロスリファレンスが設けられており、特段の必要性はないと考えられる。

議題 7(c) GSFA 食品分類システムの改正について

第 35 回 CCFAC での検討を踏まえ、日本を含めた各国の案をとりまとめた大豆製品関連のカテゴリーを盛り込んだ改定案が提出されている。

(基本的な考え方案)

大豆関連製品の改定案に問題ないが、これとは別に日本から塩 (12.1) とハーブ、スパイス、調味料、薬味類 (12.2) の再編成について提案したい。

議題 7(d) GSFA 表 1 の改正案について

アメリカを議長とする品質管理作業グループが作成した GSFA 表 1 の改正案について検討する。

(基本的な考え方案)

我が国の規制や、使用実態を反映させるとともに、必要に応じデータ提供を行うこととする。

議題 8 加工助剤及びキャリアに関する討議資料

第 35 回 CCFAC にて加工助剤は GSFA に含めないことが決定されたが、スイスを中心と

したワーキンググループによって加工助剤とキャリアに関するディスカッションペーパーを作成することが決定し、第 26 回 CAC もこれを新規作業として承認した。

ディスカッションペーパーでは加工助剤の定義、キャリアの定義、加工助剤への水平志向的アプローチ、IPA（加工助剤の表）の役割、CCFAC における取扱い方について述べられている。今回、ワーキンググループから 3 つの提案がなされている。

< 参考 >

加工助剤：一般に、食品の加工の際に添加されるものであって、最終食品の完成前に除去される添加物を言う。

例：抽出溶剤、濾過剤

キャリア：一般に、主剤の効果を発揮させる目的で加えられ、最終食品に残存しても効果を発揮しない添加物を言う。

例：香料の溶剤、製剤の安定化に用いられる附形剤

提案 1) 加工助剤の取扱いとして下記 3 つの選択肢のうち、選択肢 B 又は C が実際的であると提案されている。

選択肢 A：ポジティブリストを作成する。

選択肢 B：規格食品における加工助剤の取り扱いを規格食品委員会が決定する。

選択肢 C：加工助剤の使用に関するガイドラインを作成する。

（基本的な考え方案）

加工助剤の取り扱いは全食品に関わることから、CCFAC は個別の規格食品毎ではなく、全食品を通じた検討を行うことが望ましいと考える。現時点では選択肢 B は望ましくない。

提案 2) IPA(加工助剤の表)を削除すべきである。

（基本的な考え方案）

加工助剤の一覧表を削除するとの提案については、表自体は参考としての意味はあると考えられる。加工助剤の表を削除するだけでは混乱を生じるだけである。

提案 3) キャリアについて CCFAC は以下を行うべきである。

キ キャリアの定義を定める

キ GSFA 前文のパラグラフ 2 にキャリアの定義を含める

キ GSFA に新たに付属文書（キャリアのリスト）を作成する

キ キャリア情報をメンバー国、国際オブザーバー組織から集める

（基本的な考え方案）

特に異論はなし。

議題 9 活性塩素の安全な使用に関する実施規範案

活性塩素成分は水の処理又は食品の表面処理に使用される化学物質であり、処理後、食品中に残留あるいは反応生成物として存在する可能性がある。

第 35 回 CCFAC にて、デンマークを中心としたワーキンググループで活性塩素の安全な使用に関する実施規範素案を作成することが決定され、第 26 回 CAC もこれを承認した。

なお、実施規範素案は食品と直接触れる活性塩素を対象としており、飲料水（水道水）は対象としていない。

（基本的な考え方案）

特に異論はなし。

議題 10 食品添加物の同一性及び純度に関する規格

議題 10(a) 規格に関するワーキンググループの報告

（基本的な考え方案）

作業グループの検討内容によって適宜対応する。

議題 10(b) 第 61 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格

第 61 回 JECFA で規格や暫定規格が検討された添加物（添加物 23 品目、香料 245 品目）について作業グループの報告（CRD2）と JECFA レポートを基に検討される。

（基本的な考え方案）

我が国から、キラヤ抽出物（タイプ 2）の再検討の依頼、ショ糖脂肪酸エステルを検量線での相関係数 >0.99 の削除等の改訂について、再検討するよう提案することとしている。

議題 11 食品添加物の国際番号システム（INS）

議題 11(a) 食品添加物の INS の改正案

ポリビニルアルコールに INS912 若しくは INS914 をつけることを検討する。

（基本的な考え方案）

特に異論はなし。

議題 11(b) INS に関するワーキンググループ報告

作業グループの報告書（CRD 4）に基づいて検討する。

（基本的な考え方案）

作業グループの検討内容によって適宜対応する。

議題 11(c) コーデックスと JECFA の用語の統一に関する討議資料

CCFAC と JECFA とで、INS に対応する食品添加物の分類、定義、技術的な機能に差がある。この調和を図るためにディスカッションペーパーを作成し、当会議で検討する。

（基本的な考え方案）

整合性を図ることには問題はないと思われる。我が国の規制等を踏まえて検討する必要がある。

議題 17 JECFA での評価を提案する食品添加物・汚染物質及び自然毒の優先順位リスト

第 35 回 CCFAC は次回検討する優先リストに対する追加コメントを要請することに合意した。当会議では寄せられたコメントを踏まえて検討される。

（基本的な考え方案）

シヨ糖脂肪酸エステル及びキラヤ抽出物（タイプ 2）が優先リストに盛り込まれるよう努める。